

空き家等対策の推進に関する意見書

少子高齢化の急速な進展などにより、全国で空き家・空き地が増加し、社会的な問題となっている。その中には、適切な管理が行われていない空き家等が少なからず存在し、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

こうした中、本市は国に先駆けて、議員提案により、名古屋市空き家等対策の推進に関する条例を制定するなど、空き家等の対策に取り組んできたところである。

国においても、相続登記が未了のまま放置されている不動産が増加し、これがいわゆる所有者不明土地問題や空き家問題の一因となっていると指摘されていたことから、平成29年5月29日から法定相続情報証明制度の運用を開始し、認証文付きの法定相続情報一覧の写しが相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担軽減を図るなど、空き家等対策を進めている。

また、賃貸住宅等で単身入居者がその住宅に家財等を残置したまま死亡する事案も発生しており、当該事案が発生した住宅に残置された家財等（残置物）の対応について課題があるなど、抜本的な問題解決のためには、さらなる対策の推進が必要である。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 相続登記を促進するため、法定相続情報証明制度の周知徹底を図ること。
- 2 残置物の処分ができず、新たな入居ができないという問題に対処するため、課題を整理し、解決に向けた取り組みを進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年7月4日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
国土交通大臣

宛（各 通）